

禁煙外来

基本的には、

12週間 5回の通院

禁煙治療に際して一定条件を満たす方は
健康保険が適用されます。

以下の条件を**全て満たす**方が保険適用の対象です。

- ① 1日の喫煙本数×喫煙年数の値が200以上
- ② ニコチン依存度テスト（TDS）でニコチン依存症であると診断を受けたかた
- ③ すぐに禁煙治療を始める意志があること
- ④ 医師から受けた禁煙治療の説明に文書で同意していること
- ⑤ 1年以内に保険を使った禁煙治療を受けていないこと

診療日：毎週金曜日 午前

予約制

（詳しくは受付まで）



禁煙をお考えのかたは
一度ご相談ください。